**志免町町民表彰推薦要領**

**志免町の表彰のしくみ**

■　町では、本町自治行政の振興、公益の増進に関し、特に功績があった方および町民の模範と認められる方を**志免町表彰条例および施行規則**により、毎年１１月に表彰します。

■　表彰には、次の５つの種類があります。

|  |  |
| --- | --- |
| ①自治功労表彰 | 町の特別職（町長、議員、委員等）として功績が　　　　あった方を表彰します |
| ②自治振興表彰 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **③町民表彰** | **ア、町民功労表彰** | 地域の振興や町政の発展に協力され、様々な分野で活躍された町民（団体を含みます。）の方々を表彰します |
| **イ、町民活動表彰** |
| **ウ、町民文化賞** |
| **エ、町民スポーツ賞** |
| ④地域活動賞 | |

|  |  |
| --- | --- |
| ⑤特別表彰 | 特別の功績や特別の活躍により、町や町民の誇りとなる方を表彰します |

**町民表彰を受ける人の推薦**

■　町民表彰については、町民の皆さんや各種団体からの推薦も受け付けています。皆さんの周りに町民表彰の対象になる方がいらっしゃる場合は、推薦してください。

■　推薦の対象となるのは、**町民表彰の選考基準**（この要領の３～６ページに抜粋を記載）に該当する方です。

**審査と表彰を受ける人の決定**

■　町民の皆さんなどから推薦いただいた候補者については、町の関係所管から推薦があった候補者とともに、町の**表彰審査委員会**（副町長、課長などで構成）における審査を経て、表彰の可否を決定します。

■　審査の結果については、推薦書を提出していただいた方に文書でお知らせします。

**推薦の方法**

■　推薦に当たっては、**町民表彰・団体表彰推薦書**を使用してください。推薦書に必要事項を記入し、必要に応じて参考となる資料などを添付してください。

■　年齢と活動年数については、令和７年７月３１日現在で記入してください。

■　推薦書は、**令和７年７月３１日（木曜日）（必着）**までに、志免町役場まちの魅力推進課まで提出してください（郵送可）。

※志免町表彰条例施行規則では、毎年７月３１日現在で推薦書に功績調書、履歴書などを添えて、同日までに町長へ提出しなければならない、とされていますが、７月３１日は日曜日のため直近前開庁日を締切日としています。

**推薦書の提出先（問い合わせ先）**

〒８１１－２２９２　志免町志免中央１丁目１番１号

志免町役場 まちの魅力推進課　電話番号　９３５－１８５３

**町民表彰の選考基準（抜粋）**

**ア、町民功労表彰**（地域の振興、町政の発展等に寄与し、その功績が顕著な者）

|  |
| --- |
| (1) 町又は国県からの委嘱等を受けて、地域の振興、町政の発展等に協力し、顕著な功績があった者（15年以上） |

■　学校医、保護司、民生委員など町や国県からの委嘱を受けて、地域の振興、町政の発展等のために１５年以上活動し、功績のあった方が対象となります。

■　原則として、同一の職の在職期間が１５年以上あった方が対象となります。

|  |
| --- |
| (2) 公共的団体等の役員等として、地域の振興、町民生活の向上等に顕著な功績があった者（15年以上） |

■　公共的団体等とは、町内において、公共的活動をする団体等のことをいいます。例えば、体育協会、文化協会、子ども会育成会などです。

■　役員等とは、各団体等の規約等に定められているもので、原則として活動期間が通年であるものをいいます。

■　原則として、同一の団体等での役員等の期間が１５年以上あった方が対象となります。

|  |
| --- |
| (3) 町に100万円以上（団体にあっては300万円以上）の金品又は不動産の寄附をした者。ただし、条例に基づく表彰の趣旨になじまないものは除く。 |

■　条例に基づく表彰の趣旨になじまないものとは、次に掲げるようなものです。

　　ア　特定の名入りの物品の寄附

　　イ　宅地開発に伴う寄附

　　ウ　道路又は水路の寄附

　　エ　児童・生徒の卒業記念寄附

|  |
| --- |
| (4) (1)から(3)に掲げる者のほか、地域福祉の充実、地域産業の発展、町民生活の向上等に寄与したことにより、特にその功労を表彰するに値すると認められる者 |

**イ、町民活動表彰**（ボランティア、善行等の活動において、その功績が顕著な者）

|  |
| --- |
| (1) 事故、災害等において人命を救助し、又は被害の拡大防止に著しい功績があり、他の模範となる者 |

■　公務員、消防団員等がその職務の範囲において行った行為については対象となりませんが、その職責を超え、又は職務外において行った行為については対象となります。

|  |
| --- |
| (2) 社会福祉、環境保全、交通安全、防犯、保健医療、国際交流その他の分野におけるボランティア活動に努め、その功績が顕著な者（個人15年以上、団体20年以上） |

■　同一のボランティア活動を長期間継続して実施した方（個人15年以上、団体は20年以上）で、その規模、密度、困難性、成果等を勘案して、それぞれの分野で特に他の模範となる場合が対象となります。

■　対象となるボランティア活動は、町内において、又は町民の方を対象とした活動が対象となります。

|  |
| --- |
| (3) 文化、スポーツその他の町民活動の指導者として顕著な功績がある者（15年以上） |

■　15年以上活動した方の中から、その規模、密度、困難性、成果等を勘案して、それぞれの分野で特に他の模範となる方が対象となります。

■　原則として無報酬で文化、スポーツ、生涯学習、レクリエーション等の指導を行い、青少年の健全育成や町民のいきがい、健康づくり等に寄与している方が対象となります。

|  |
| --- |
| (4) (1)から(3)に掲げる者のほか、その奉仕内容、善行等が他の模範となり、特にその活動を表彰するに値すると認められる者 |

■　(1)から(3)までのいずれにも該当しない場合で、特に表彰に値すると認められる方が対象となります。

**ウ、町民文化賞**（学術、芸術又は文化活動において、その活躍が顕著な者）

|  |
| --- |
| (1) 全国規模以上の権威のある大会において顕著な活躍をし、町及び町民の誇りとなる者 |

■　権威ある大会とは、その歴史、規模、知名度等において国民の間に評価が定着しているものをいいます。

■　顕著な活躍とは、権威ある大会（コンクール、公募展等）において、３位以内又はこれに相当する賞を受賞したことをいいます。なお、表彰の対象となるのは、過去３年以内のものとします。

|  |
| --- |
| (2) 伝統文化の保存に顕著な功績がある者 |

■　伝統文化には、文化財、祭り、伝統工芸等が含まれます。

|  |
| --- |
| (3) その他学術、芸術又は文化活動について全国的に高い評価を受けている者 |

■　学術研究分野や文芸分野における著名な賞（芥川賞など）を受賞した方

■　多年にわたる学術、芸術又は文化活動において優れた功績を残し、全国的な評価が定着している方

■　芸能活動における活躍により、町民に愛着をもたれ、その評価が定着している方

＊　町民文化賞は、町民及び町にゆかりのある方を対象とし、プロ・アマを問いません。

**エ、町民スポーツ賞**（スポーツ活動において、その活躍が顕著な者）

|  |
| --- |
| (1) 全国規模以上の権威のある大会等において顕著な活躍をし、町及び町民の誇りとなる者 |

■　権威のある大会とは、その歴史、規模、知名度等において国民の間に評価が定着しているものをいいます。

■　顕著な活躍とは、全国大会における３位以内、世界大会における入賞、日本記録を達成した場合等をいいます。なお、表彰の対象となるのは、過去３年以内のものとします。

■　全国規模の大会でない場合でも、公認の日本記録であれば対象となります。

|  |
| --- |
| (2) その他スポーツ活動について全国的に高い評価を受けている者 |

■　スポーツ活動によって、町民の間に評価が高く、又は愛着をもたれ、町及び町民の誇りとなる方をいいます。

＊　町民スポーツ賞は、町民及び町にゆかりのある方を対象とし、プロ・アマを問いません。

**そ　の　他**

■　既に同一の表彰を受けている方は、再度表彰しません。

　　ただし、新たに表彰すべき事由が生じたときは、この限りではありません。